

(様式)

年 月 日

親睦補助金申請書

会員親睦のための会合の開催について、下記の通り申請します。

(仮払いを受けた場合は、開催後速やかに領収証の写を提出します)

記

区 分	<input type="checkbox"/> クラス会 <input type="checkbox"/> 同期会 (<input type="checkbox"/> 部活同期会)		
代 表 者 (卒 業 年)	氏 名	(年 3 月 卒)	(組・担任名)
	(連絡先携帯またはメールアドレス)		
開 催 日	年 月 日 () 時~		
開 催 場 所	会場名	住所	
		電話	
参 加 者 数	名	申請額	円
		<input type="checkbox"/> 会合後受取り <input type="checkbox"/> 全体懇親会日仮払	
参加者名簿 (組・会員名。教職員含む)			
同窓会使用欄	決 定 額	点 検	出 金

クラス会：10名以上 20,000円 同期会：20名以上 40,000円+10名につき 20,000円および加算。

領収証写は、画像送信可。

(会則第5条第3項(親睦補助)に基づく)

支部、同期または同級の単位で会合を実施する場合は、本基準により1人年1回を限度に補助を行います。

- (1) 同期または同級会員親睦が目的であること。
- (2) 開催1週間前までに、様式により卒業年度、組、参加会員名、会場の申請を行うこと。
- (3) 同期または同級会を分割して開催する場合は、参加数が最大の会合に補助します。
- (4) 1回の開催における会員数・補助額は、別表のとおりとします。
- (5) 参加者に満20歳未満の者がいる場合は、飲酒を勧めてはいけません。
- (6) 風俗営業法に定める施設での開催には補助しません。
- (7) 利用者は、必ず会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿を添えて、事務局に申請を行なってください。
- (8) 希望により、本会全体懇親会当日に仮払いを受けることができます。ただし、事後に必ず前項手続きを行なってください。
- (9) 本事業の利用は上記の条件を満たしたうえで申込み先着順とし、各年度において本事業予算が消化されしだい補助を停止します。
- (10) 部活の会合において、部員以外の同期生会合の開催促進を目的とする場合は、補助を行うことがあります。

別表

	同 期	同 級
参加数(名)	20名以上	10名以上
補助額(円)	①②の合計額 ①40,000+10名ごとに20,000 ②10,000~20,000	20,000

同期会は第3年次で2クラス以上

光泉中学・高等学校同窓会事務局

525-8566 滋賀県草津市野路町178

<http://www.j-1st.jp/ala/>

TEL.077-564-5600(平日 9:00~17:00、年末年始・夏季休業あり。代理窓口)

FAX.077-564-5136